



パットワールド®

PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
 ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 163 2016年10月19日

アジア太平洋 17ヶ国における不正貿易指数

エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (EIU*) と在シンガポール欧州商工会議所 (EuroCham SG) は、模倣及び剽窃を含む不正貿易を可能にする程度によってアジア太平洋諸国を指数化した報告書を2016年9月に発表した。シンガポールは中国より上位であるが隣国のマレーシアより下位となっている。一方、香港は世界的に模倣品貿易が行われている地域であるが本報告書では上位にランクされた。

* : EIU は英国の定期刊行物「エコノミスト」の調査部門である。

不正貿易環境指数 (貿易環境の良い順に指数化したもの: 100 点満点) は、知的財産、透明度と貿易、税関環境及び需要と供給の4分野における実績に基づいてアジア太平洋 17ヶ国・地域をランク付けしている。総合ランキングは以下の通りである。

順位	国名	ポイント
1	オーストラリア	85.2
2	ニュージーランド	81.8
3	香港	81.4
4	日本	75.9
5	韓国	71.8
5	マレーシア	71.8
7	台湾	69.8
7	シンガポール	69.8
9	中国	61.6
10	インド	54.1
11	タイ	53.1
12	フィリピン	50.4
13	ベトナム	49.4
14	インドネシア	46.1
15	カンボジア	23.9
16	ラオス	12.9
17	ミャンマー	10.8

アジア太平洋諸国 17 ヶ国で貿易環境が特によくはないのは、カンボジア、ラオス及びミャンマーで最下位 3 ヶ国となっている。オーストラリアとニュージーランドは最上位 2 ヶ国であり、両国は地理的に他の世界から離れていて生物学的安全のために野生動物及び農産品の輸入を厳しくコントロールし、不正貿易を広範に防ぐ方針を採っている。

もっと驚くべきことは香港が総合で 3 位になっていることである。何故ならば去る 6 月に米国商工会議所のグローバル IP センターは世界の模倣品の 14% は香港から発生しており、中国の 72% を加えると合計 86% になると発表したからである。

一方、シンガポールはアジアの都市国家として香港と長い間競合しているが、台湾と並び中国より 1 ランク上の総合 7 位であった。しかしながら、シンガポールの順位が低いのは主に「透明度と貿易」の分野でのポイントが低いためである。知的財産と税関環境に限定すれば、より高い数値となる。

知的財産ランキング

順位	国名	ポイント
1	オーストラリア	100
1	ニュージーランド	100
3	香港	80
3	日本	80
3	シンガポール	80
3	台湾	80
7	中国	60
7	マレーシア	60
7	韓国	60
10	インド	40
10	フィリピン	40
10	ベトナム	40
13	カンボジア	20
13	インドネシア	20
13	タイ	20
16	ラオス	0
16	ミャンマー	0

税関環境ランキング

順位	国名	ポイント
1	シンガポール	89.9
2	オーストラリア	88
3	ニュージーランド	87.8
4	香港	83.5
5	台湾	83
6	韓国	78.3
7	日本	70.8
8	マレーシア	70.3
9	タイ	68.4
10	インド	65
11	中国	61.9
12	ベトナム	53.2
13	インドネシア	41.8
14	フィリピン	31.4
15	カンボジア	22
16	ミャンマー	11.1
17	ラオス	0

EIU が主に考慮しているのは知的財産の所有者が自分の権利を税関当局に登録できるか否かである。シンガポールはそのようなシステムを欠いているために総合ランキングに影響しているが、全体的な税関環境はシンガポールがトップである。シンガポールの税関は検査を速やかに行い、高度なオートメーション化を採用している。シンガポールはまた不正貿易の要因となる汚職のレベルが 17 ヶ国で最も低い国である。

香港も高順位であるが税関当局が物理的に検査する船荷の比率が比較的低いためである。シンガポールはアジア太平洋の「IP ハブ」として信用を高めるのに熱心であるが、改善の鍵となるのは知的財産の所有者が自分の権利を税関に登録できるようにすることであろう。

(出典: World Trademark Review)